4　新印刷局省令第十一条の二第三項の規定は、改正法の施行の日（平成二十七年四月一日）以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

5　整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第六十八条の規定による改正前の独立行政法人国立印刷局法第十五条第一項、第二項及び第五項の規定並びに整備政令第百五十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる整備政令第四十九条の規定による改正前の独立行政法人国立印刷局法施行令第四条第二項の規定による積立金の処分については、第二条の規定による改正前の独立行政法人国立印刷局に関する省令（以下この項において「旧印刷局省令」という。）第十三条及び第十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧印刷局省令第十三条第一項第三号中「次項」とあるのは「独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十一号）附則第三条第五項の規定による読替え前の次項」と、同条第二項中「次の中期目標の期間」とあるのは「次の事業年度」とする。

6　前項の規定の適用がある場合における新印刷局省令附則第三条の規定の適用については、同条中「印刷局法第十五条第一項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下この条において「整備法」という。）附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第六十八条の規定による改正前の印刷局法（以下この条において「旧印刷局法」という。）第十五条第一項の」と、同条各号中「印刷局法第十五条第一項第二号」とあるのは「整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧印刷局法第十五条第一項第二号」とする。

○財務省・国土交通省令第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項及び第六項第二号、第三十二条第二項、第三十八条第二項、第三十九条第一項並びに第五十条の六第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令（平成十六年財務省・国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条を第二十四条とし、第十七条から第十九条までを四条ずつ繰り下げる。

第十六条第一項中「第三十条第二項第四号の二」を「第三十条第二項第五号」に改め、同条を第二十条とし、第十五条を第十九条とする。

第十四条中「第五十四条第一項」を「第五十四条」に改め、同条を第十八条とし、第十三条を第十七条とし、第十二条を第十六条とする。

第十一条中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（会計監査報告の作成）

第十五条　通則法第三十九条第一項後段の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　基金の役員及び職員

二　その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項の財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　会計監査人の監査の方法及びその内容

二　財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が基金の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　無限定適正意見　監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、基金の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、基金の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ　不適正意見　監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四　追記情報

五　前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六　会計監査報告を作成した日

4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一　正当な理由による会計方針の変更

二　重要な偶発事象

三　重要な後発事象

第十条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第十三条　基金に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　基金に関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の基金の概要

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに基金への出向者の数

二　財務諸表の要約